

つくばみらい市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更する。

令和7年6月2日

つくばみらい市選挙管理委員会
委員長 遠藤 一 美

変更後		変更前	
投票区	区域	投票区	区域
谷原投票区	東檜戸（東檜戸行政区を除く）、西檜戸（西檜戸行政区を除く）、鬼長、下小目、西丸山、古川、加藤、成瀬、宮戸、上小目、川崎	谷原投票区	東檜戸、西檜戸、鬼長、下小目、西丸山、古川、加藤、成瀬、宮戸、上小目、川崎
みらい平第2投票区	小張（高波、高波住宅、出山住宅、小島新田東）、小島新田、紫峰ヶ丘	みらい平第2投票区	小張（高波、高波住宅、出山住宅、小島新田東）、小島新田、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘
みらい平第3投票区	東檜戸（東檜戸行政区）、西檜戸（西檜戸行政区）、富士見ヶ丘	みらい平第3投票区	（新設）

附 則

この投票区の一部変更は、告示の日から施行する。